

レース公示・帆走指示書での規則略語記載

①RRS、NoR、SI

② [DP]

① RRS、NoR、SI P13) P14)

レース公示・帆走指示書の中の規則参照では、規則のもとを示すために「RRS」「NoR」「SI」を使用する。RRSの条項はRRS_x、レース公示の条項はNoR_x、帆走指示書の条項はSI_xと記載。

RRS_x : セーリング競技規則 (RRS) の「x」条項

NoR_x : レース公示の「x」条項

SI_x : 帆走指示書の「x」条項

② [DP] P5

レース公示・帆走指示書で裁量ペナルティを採用する条項には [DP] を表記すれば、各条項に「この違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。」の記載は不要となる。

[DP] 記載例 P138

23 支援艇

23.1 チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。 [DP]

23.2 支援艇は、__の標識を付けなければならない。 [DP]

これまで帆走指示書に定める、とされていた事項をレース公示で定めることも可能に P14)

これまで帆走指示書に定めるとされていた、

- ・ RRSの変更 (RRS 86. 1 (b)) P50
- ・ クラス規則の変更 (RRS 87)
- ・ 適用される国内規則 (RRS 88. 2)
- ・ 各国連盟規程の変更 (RRS 88. 2)
- ・ 得点 (RRS 90. 3) P52
- ・ レース数 (RRS 付則A 1) P54
- ・ シリーズ得点 (RRS 付則A 2. 1)
- ・ 低得点方式 (RRS 付則A 4)

について、「レース公示または帆走指示書では(に)～」となり、どちらかに記載すれば良いこととなった。

標準帆走指示書

RRSに「標準帆走指示書」(付則S)が追加され、これを利用すると、あらめての帆走指示書を作成・配布せず、レース日程等必要項目を補足帆走指示書として公式掲示板に掲示するだけで良くなる。P174

標準帆走指示書を利用する場合は、レース公示に

「帆走指示書は、RRS 付則S 『標準帆走指示書』の帆走指示をもって構成される。補完の帆走指示は、()にある公式掲示板に掲示される。」(※ ()に公式掲示板の場所を記入)

と記載する。

補足帆走指示書には、必要に応じて以下を記載する。

1. レース日程を明示した表。
 - ・ 予定された各レース日の日付と曜日、
 - ・ 各日で予定されるレース数、
 - ・ 各日の最初の予告信号の予定時刻、
 - ・ レースが予定される最終日の最終の予告信号の時刻。
2. レース・オフィスと、陸上で発せられる信号が掲載されるフラッグ・ポールの位置
3. 用いられるマークのリストとそれぞれの説明 (SI 8)。新しいマークが元のマークとどのように異なるか (SI 10)。
4. もし定めるならば、SI 12に列挙されるタイム・リミット。
5. 付則S標準帆走指示書に対する変更または追加。

帆走指示書の無線でのリコール通知の記載適正化 (RRS改正ではない)

スタートの際に、無線でリコール艇の通知をする場合の帆走指示書ガイドでの記載例の翻訳を適正化した。

<帆走指示書ガイド>

11.5 スタート信号前の2分間に、艇体、乗員または装備のいずれかがスタート・ラインのコース・サイドにあり、その艇が特定される場合には、レース委員会はVHFチャンネル__で、そのセール番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信のタイミングが的確でなかったとしても、救済要求の根拠にならない。これはRRS 62.1(a)を変更している。

RRS 2 公正な帆走に違反した場合のペナルティーは、

「失格(DSQ)」又は「除外できない失格(DNE)」に

公正な帆走違反は、旧ルール(RRS 2013-2016)では「除外できない失格」(DNE)だけであったが、それより緩い「失格」(DSQ)もありとなり、幅を持たせた。

(参照条文)

2 公正な帆走 P11

艇およびそのオーナーは、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に従って競技しなければならない。艇は、この原則に違反したことが明確に立証された場合にのみ、この規則に基づくペナルティーを課されることがある。そのペナルティーは、失格または除外できない失格のいずれかとしなければならない。

C節 不正行為 (RRS69 不正行為) が大幅に改定

P42

- ・クラブレース等で、この行為が目立つようになった昨今、注意が必要。
- ・これまでの「C節 RRS69『重大な不正行為』」の“重大な”が取れた。
- ・不正行為とは グッド・マナーに違反する行為、グッドマナー・スポーツ

マンシップに違反する行為、非倫理的振る舞いに該当する行為。セーリングスポーツの名誉を傷つける行為を指す。(RRS69.1)

- ・ 競技者、艇のオーナーに新たに支援者もその対象に。
- ・ 「この規則に基づき処置を行う場合は、最低 3 名のプロテスト委員会メンバーが必要」は、今迄通り。
- ・ プロテスト委員会は更なる情報を必要とした場合は『調査員』を指名。
- ・ 重いペナルティーが課せられた場合、該当選手等所属の各国連盟に報告し、特定の大会ではWorld Sailingにも報告する。なお、これまで必要だった大会開催地の各国連盟への報告は不要となった。